

大阪市立鯉江東小学校 「学校いじめ防止基本方針」

令和3年7月

1. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 第2条）

2. 本校の基本方針のポイント

上記の考えをもとに、本校では「いじめはどの学校、どの学級でも起こり得る。」という認識のもと、「しんの強い子」育成のために「鯉江東小学校いじめ防止基本方針」を策定し取り組んでいく。

未然防止について最優先に取り組むとともに、いじめ事案に対して早期発見・早期解決を目指す本校の基本方針のポイントとして、以下の3点をあげる。

- ① 目指す子ども像を次のように具体化し、豊かな心で高め合うことのできる集団づくりに取り組む。
 - ・ 仲良く 違いを認め合う子ども・異文化を尊重する子ども
 - ・ 強く 自分の責任で選択し、判断し、表現する子ども
 - ・ 正しく 正義を愛する子ども
- ② 児童の心に寄り添い、子どもの目線を大切にしながら児童観察を丁寧に行うことで未然防止・早期発見に努める。
- ③ 地域や家庭へ丁寧な情報発信を行い、多くの目で子どもを見守ることができる体制を整える。

3. いじめの未然防止についての取り組み

<基本姿勢>

いじめは、どの児童生徒にも起こりえる、どの児童生徒も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、全ての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための取り組みを全教職員で行う。

(1) 授業改善について（学力向上アクションプランをもとに）

- ① 個に応じたきめ細かい指導を充実させ、すべての児童に「わかる喜び」を味わわせる。そのため、次のような取り組みを行う。
 - ・ 学力差の大きくなる高学年や配慮の必要な児童の多い学年を中心に習熟度別少人数授業を充実させ、基礎基本の確実な定着を図る。
 - ・ 各教科を通して読書量を増やすとともに、言語活動の充実を図る。
- ② 発達段階に応じて学習規律を身につけさせ、学び合い・認め合うこのよさを学習活動を通して気づかせる。
- ③ 研究テーマにそった研究・研修を充実させ、教員の指導力を高める。

(2) 自己有用感を高めるために（児童生徒会活動やキャリア教育の計画等から）

- ① 人や自然との多様な触れ合いを通して、自尊感情や思いやりの心を養う。具体的には以下のような取り組みを行う。
 - ・ 異学年や地域の方との交流する場を設ける。

・自然や環境について考えたり、伝統文化に触れたりする機会を設ける。

② 各学級や学年で、グループ活動や児童会活動などの児童の主体的な活動の場を積極的に設け、達成感や成就感を味あわせる。

③ 学校行事や学習活動に勤労奉仕的な活動を取り入れ、働く喜びや苦勞・工夫等を実感させる。

(3) いじめを許さない・見逃さない雰囲気醸成

① 全教育活動を通して、いじめ問題への理解を図り、「いじめは決して許されない」「いじめを決して許さない」という雰囲気を校内に醸成する。

② 各学年、人権教育の指導計画に沿って指導を行い、豊かな人権感覚を養う。

③ 年間計画にそって、道徳の授業を実施することで、内容を偏りなく指導し、道徳的価値を自覚させるとともに、道徳的実践力を培う。

④ 話し合い活動を学習活動に効果的に位置づけ、コミュニケーション能力を高めるとともに、自分の思いを表現したり、他者の思いを受け止めたりすることができるような学級づくりに全校で取り組む。

4. いじめの早期発見についての取り組み

<基本姿勢>

いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知する。

① 教職員研修や児童理解を実施し、いじめ問題に関する正しい理解と、対処についての手順の周知を図る。

② 丁寧な観察活動を行う。特に次の点に注意する。(出欠や遅刻の状況、身体の傷、服装・持ち物の汚れや破損、保健室の利用状況、グループ活動への参加の様子、休み時間の様子等)

③ 教職員の相談機能を高め、児童や保護者が些細なことでも相談できるような雰囲気を校内に醸成する。

④ 月1回の「いじめ防止対策委員会」を開催し、児童の生活や友人関係についての情報交換や共通理解の場とする。また、職員会議後にも児童に関する情報交換の時間を設ける。

⑤ 年2回の児童理解研修会では、前年度までの課題を共有し、配慮の要する児童や懸案事項についての情報共有、並びに、対応についての共通理解を図る。

⑥ いじめアンケートのほかに、年に2回の学校生活アンケートや保護者アンケート2回を実施する。調査項目のうち、学校生活や友人関係に関して否定的な回答をしている児童や保護者については、きめ細かい観察や聞き取り等を行う。

⑦ PTA や地域からの情報を得やすいように、学校協議会やPTA 活動を通して連携を深める。また、学校からの情報発信にも努める。

⑧ 近隣の小中学校や関係諸機関とは日常的な連携に努め、情報の共有化を図る。

⑨ 児童や保護者にスクールカウンセラーやいじめ相談窓口など外部機関についての周知を図る。

5. いじめの早期解決についての取り組み

<基本姿勢>

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。指導においては、

謝罪や責任を形式的に問うのではなく、社会性の向上、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

- ① いじめの発見・通報を受けたときは、学級担任や学年で聞き取り等により事実確認を速やかに行う。(管理職に一報を入れる)
- ② 全教職員が情報を共有し、組織的に対応する。
 - ・ 役割分担をし、児童への支援・指導とともに、保護者との連携を図る。
- ③ 児童への支援・指導
 - ・ いじめられた児童へは寄り添える支援体制をつくり、心のケアに努める。
 - ・ いじめた児童には、人格を傷つける行為であることを理解させ、何故いじめがダメなのか、いじめを受けた側の立場を考えさせるなど、具体的な取り組みを考えていく。
 - ・ 見ていた児童には、自分の問題として捉えさせ、いじめを防ぐために自分にできることを考えさせる。
- ④ 保護者との連携
 - ・ いじめられた児童の保護者には、事実関係を伝え、心のケアとともに、今後の学校との連携について話し合う。
 - ・ いじめた児童の保護者に事実関係を伝え、指導の経過と今後の学校との連携について話し合う。いじめた事実からいじめられた児童への関りについて家庭での指導等を、提示したり保護者の考え確認したりするなど、話し合う姿勢を大切にする。理解を得れない場合などは複数名で対応にあたる。
- ⑤ 家庭・地域・関係機関との連携
 - ・ いじめがあったことを学校協議会等で伝えることで、協力や連携を依頼する。
 - ・ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等と連携し、関係する児童の心のケアにあたる。

6. いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 学校内の組織

- ① 組織名 いじめ防止対策委員会
- ② 構成メンバー 校長・教頭・教務主任・生活指導部長・学年主任・人権教育担当者・(事案発生時は当該学年教員等関係する教職員)
- ③ 役割
 - ・ 学校いじめ防止基本方針に基づく具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正・を行う。
 - ・ いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動に関わる情報の収集や記録、共有を行う。
 - ・ いじめの疑いに係る情報があった場合には緊急会議を開き、迅速な情報の共有、関係児童への聞き取り、指導および支援の方針の決定、保護者との連携を行う。

【年間計画】

- ① 委員会の開催
 - ・ 4月 メンバーと役割の確認・年間計画作成
 - ・ 9月 学校生活アンケート・保護者アンケートの調査項目の検討
 - ・ 10月 計画の進捗状況確認・第1回アンケート結果の共有
 - ・ 2月 第2回アンケート結果の共有
 - ・ 3月 年間まとめと次年度の課題
- ② 調査等
 - ・ 児童対象いじめアンケート調査 年3回(6月・11月・3月)

- ・児童対象学校生活アンケート調査 年2回（9月・2月）
- ・保護者アンケート調査 年2回（9月・2月）
- ・学級担任による家庭訪問 年1回（4月）

③ 研修会

- ・児童理解研修会（4月・9月・3月）
- ・人権教育研修会（3月）

(2) 保護者や地域・関連機関との連携

- ① 学校生活アンケートと保護者アンケートの調査結果を分析とともに公表し、児童の状況を知っていただけるようにする。（学校だより・ホームページ）
- ② 学校協議会では、アンケート調査結果の説明とともに、見守りや気になる児童への支援を依頼する。
- ③ PTA や地域と連携し、多くの目で児童を見守ることができるようになる。
- ④ 保護者や地域の人権意識を高めるような取り組みをPTA や地域と連携して行う。

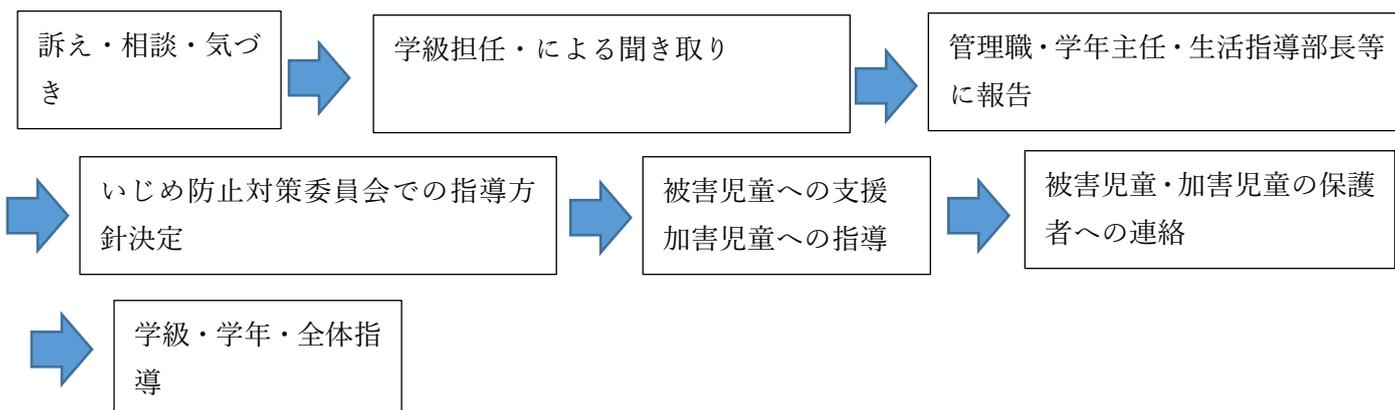
(3) 取組内容の検証

- ① 「運営に関する計画」 中間評価・最終評価・学校関係者評価
- ② 「鯉江東小学校における人権教育・啓発推進計画」 中間評価・最終評価
- ③ 学校生活アンケート調査・保護者アンケート調査の学校生活や友人関係にかかわる項目の回答状況
- ④ 年3回行う「いじめアンケート」の児童の回答状況の比較

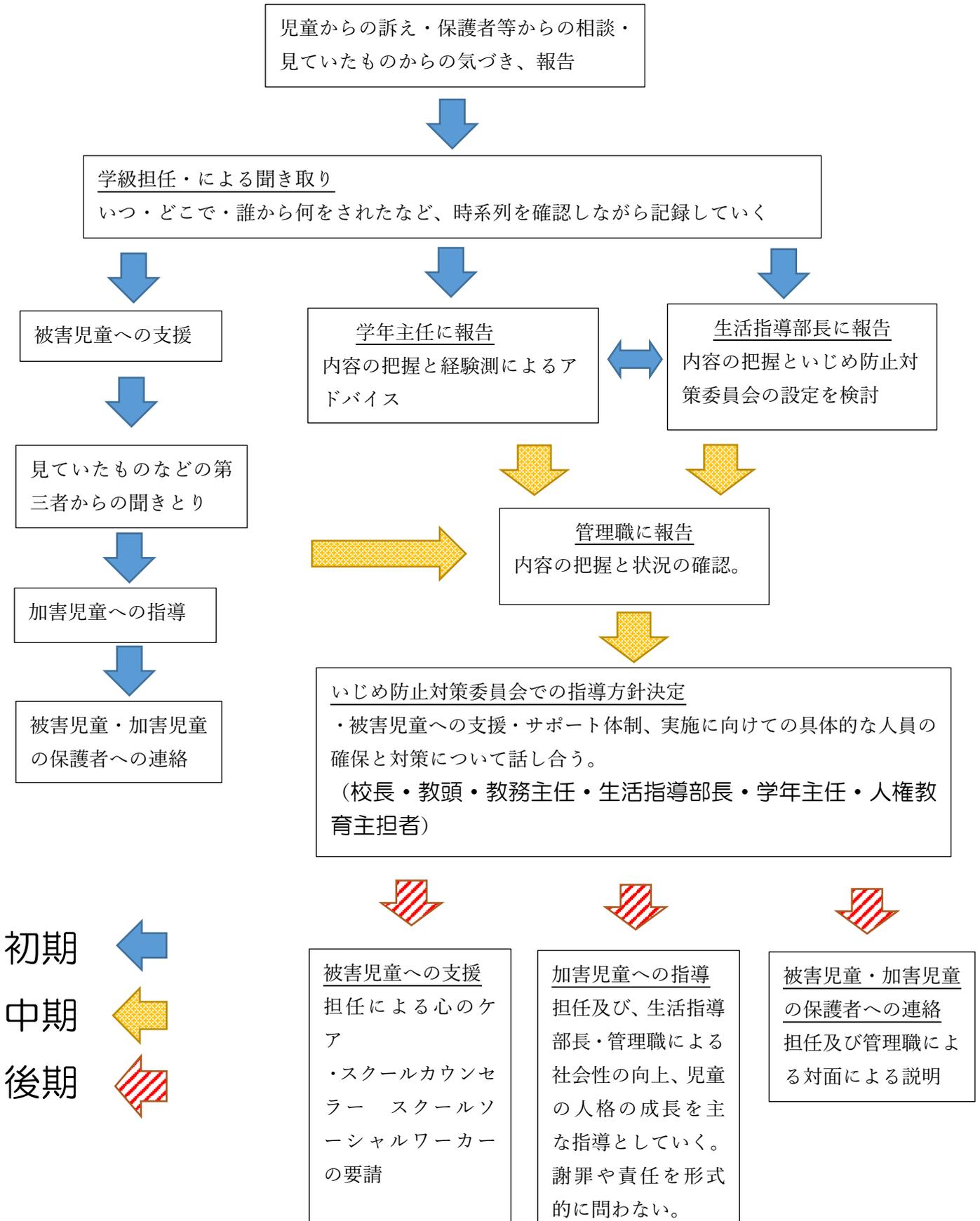
7. 重大事案への対処

- ① 速やかに事実確認を行い、いじめ防止対策委員会を開く。
 - ・情報の共有と指導方針の決定
 - ・役割分担の確認
 - ・教育委員会への報告
- ② 被害児童への支援を開始し、保護者に連絡する。
- ③ 加害児童への指導・支援とともに、保護者へ連絡する。
- ④ いじめを起こした集団への指導と支援を行う。
- ⑤ 全教職員の共通理解のもと、全児童への指導を行う。

※ いじめ発見の流れ（例）



いじめ発見と対応についての流れ（学級担任用）



児童からの訴え・保護者等からの相談・
見ていたものからの気づき、報告

学級担任・による聞き取り
いつ・どこで・誰から何をされたなど、時系列を確認しながら記録していく

被害児童への支援

学年主任に報告
内容の把握と経験測による
アドバイス

生活指導部長に報告
内容の把握といじめ防止対
策委員会の設定を検討

見ていたものなどの第
三者からの聞きとり



加害児童への指導



管理職に報告
内容の把握と状況の確認。



被害児童・加害児童
の保護者への連絡

いじめ防止対策委員会での指導方針決定
・被害児童への支援・サポート体制、実施に向けての具体的な人員の確保と対策について話し合う。
(校長・教頭・教務主任・生活指導部長・学年主任・人権教育主担者)



初期



中期



後期



被害児童への支援
担任による心のケ
ア
・スクールカウンセ
ラー スクールソ
ーシャルワーカー
の要請

加害児童への指導
担任及び、生活指導
部長・管理職による
社会性の向上、児童
の人格の成長を主
な指導としていく。
謝罪や責任を形式
的に問わない。

被害児童・加害児童
の保護者への連絡
担任及び管理職によ
る対面による説明